

## 「とやまDXパートナー制度」実施要領

### 1 目的

本制度は、県内企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するに当たり、課題の診断や解決策の提案等が可能な事業者を「とやまDXパートナー」（以下、「DXパートナー」という。）として登録し、公表することにより、企業が自らの課題に応じて適切な支援者を選択できる環境を整備し、計画の策定から実行までを伴走支援する体制を構築することを目的とする。

### 2 制度概要

本制度は、企業のDXに関する専門的な知見や実務経験を有する事業者を「DXパートナー」として登録し、その情報を公表するものである。

登録された事業者は、企業の課題の診断、解決策の提案、計画策定の支援、実行段階の伴走支援、定着に向けたフォローアップなど、企業の取組状況に応じた支援を提供する。

また、本制度は、他のDX支援施策と連携し、企業の取組状況や課題に応じて適切な支援につながる仕組みを構築することを目指す。

### 3 DXパートナーの役割

DXパートナーの役割は以下のとおりとする。

#### (1) 課題の診断

企業の業務内容、経営課題、デジタル化の状況等を把握し、DXに向けた課題を診断・整理すること。

#### (2) 解決策の提案

課題に応じたデジタル技術の活用方法、業務改善策、DXの方向性等について適切な提案を行うこと。

#### (3) 計画策定の支援

企業が自立的にDXを進められるよう、導入計画、投資計画、スケジュール等の策定を支援すること。

#### (4) 実行段階の伴走支援

計画の実行にあたり、必要な技術支援や助言を行い、円滑な実行を後押しすること。

#### (5) 定着に向けたフォローアップ

導入した仕組みが企業内で定着するよう、KPIの設定・効果検証等の支援を行うとともに、とやまDXコンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）が実施する調査に協力すること。

### 4 登録要件

本制度に登録することができる事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

#### (1) 企業のDX推進に関する専門的な知見や支援実績を有していること。

- (2) 企業の課題整理、解決策の提案、計画策定支援、実行支援等を適切に行うための人員及び体制を有していること。
- (3) 企業の状況や意向を踏まえ、公正かつ誠実に支援を行うことができるここと。
- (4) 反社会的勢力と関係を有しないこと、またはこれに準ずるおそれがないこと。

## 5 申請方法

- (1) 申請は、コンソーシアムの Web サイトに掲載する電子申請フォームから行うものとする。
- (2) 電子申請に当たっては、実施要領及び申請フォームの説明に従い、必要事項を入力のうえ送信すること。
- (3) 提出された内容に不備がある場合は、コンソーシアムから申請者へ連絡し、修正又は再提出を求めることがある。

## 6 審査方法

### (1) 審査の実施

申請内容に基づき、コンソーシアムが登録の可否の審査を行うものとする。

### (2) 審査の方法

審査は、登録要件への適合状況、提出書類の内容及びその他必要と認める事項を総合的に勘案して行うものとする。

### (3) 外部有識者の意見聴取

コンソーシアムは専門的見地からの助言を得るために、外部有識者の意見を聴取することができる。

### (4) 審査結果の通知

審査結果は、コンソーシアムから申請者に通知するものとする。

## 7 登録後の取扱い

### (1) 登録情報の公表

登録された DX パートナーの名称、所在地、支援可能分野その他の事項は、コンソーシアムの Web サイト等で公表するものとする。

### (2) 変更の届出

登録事業者は、登録内容に変更が生じた場合、速やかにコンソーシアムに届け出なければならない。

### (3) 登録の取消

次のいずれかに該当する場合は、コンソーシアムは登録を取り消すことができる。

- ア 虚偽の申請や報告その他不正な行為があったとき
- イ 登録要件に適合しなくなったとき

- ウ 公正を欠く行為、不適切な勧誘その他制度の趣旨に反する行為があったとき
- エ 誤解を招く表示又は不適切な情報発信により、企業支援に支障が生じたとき
- オ 反社会的勢力と関係を有することが判明したとき
- カ 実質的還元（キックバック等）の提供や、取引を偽装する等の不正が認められたとき
- キ 補助金申請等と抱き合させた不要な契約の強要や、著しく高額な手数料の設定が認められたとき
- ク 市場相場と乖離した不当な高額設定が認められたとき
- ケ コンソーシアムが行う調査に協力しないとき
- コ その他、コンソーシアムがDXパートナーとして不適当と認めるとき

## 8 免責

本制度は、登録された事業者の技術力や経営状況等を保証するものではなく、登録事業者と利用企業との間の契約等に関するトラブルについては、当事者間の責任において解決するものとする。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、本制度の運用に関し必要な事項は、コンソーシアムが別に定める。

## 附 則

この要領は、令和7年12月17日から施行する。